鴨川市遠距離通学費補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 11 月 20 日

鴨川市教育委員会教育長　蒔苗　成

鴨川市教育委員会規則第８号

鴨川市遠距離通学費補助金交付規則の一部を改正する規則

鴨川市遠距離通学費補助金交付規則（平成 17 年鴨川市教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表その他の手段の部を次のように改める。

その他の手段	鴨川中学校 長狭中学校 安房東中学校	通学距離が４㎞を超える区域	年額　5,000 円

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鴨川市遠距離通学費補助金交付規則の規定は、令和９年度の遠距離通学費補助金から適用する。